

公共下水道と排水設備

公共下水道は、地方公共団体である本市が公道や公有地に公費で設置する施設で、その維持管理も本市が行うものであるのに対して、排水設備は、個人が自己の敷地内で発生する下水を公共下水道に流入させるために私費で設置する排水施設で、その維持管理も個人が行うものです（図2-1参照）。

排水設備は、規模は公共下水道より小さいけれども、その果たす役割は公共下水道と同じであり、極めて重要な施設です。それは、排水設備が完備されなければ、生活や事業により生じた下水が居住地周辺に停滞し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全が出来ず、下水道事業の目的が達成されないからです。

このため、法で、供用開始区域内の土地又は建築物の所有者等に対して、排水設備の設置義務又は水洗便所への改造義務を定めています。また、使用者が安心して維持管理できるものを設置させるために、排水設備の構造や施工等の技術上の基準(下水道法施行令(以下「政令」という。))第8条、一宮市下水道条例(以下「条例」という。))第3条、一宮市下水道条例施行規程(以下「規程」という。))第3条)を設けています。

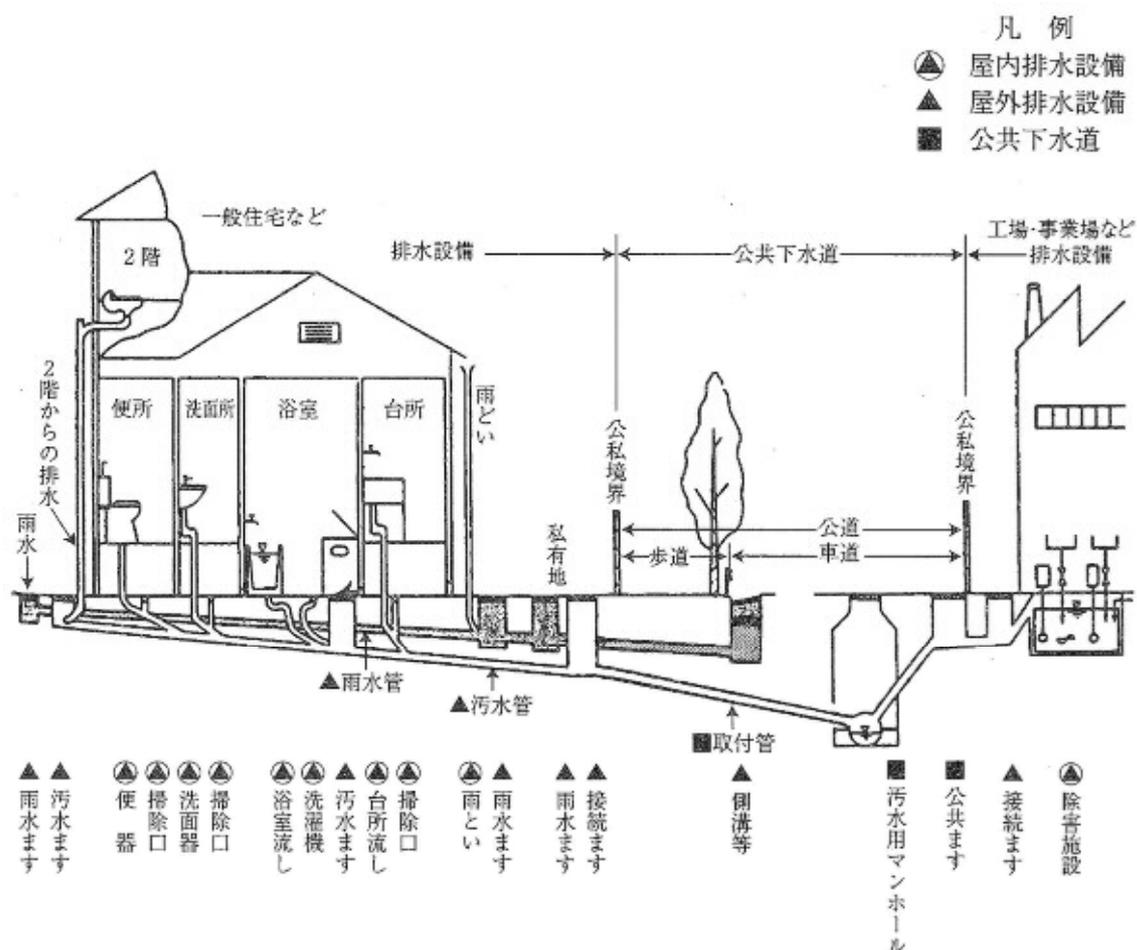


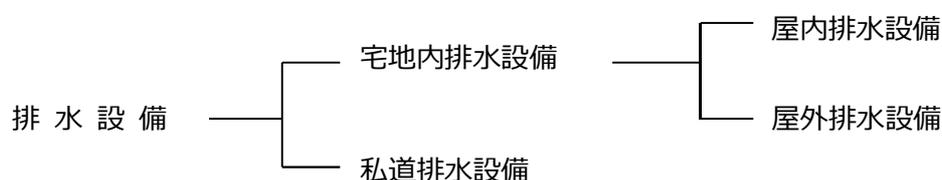
図2-1 分流式排水設備の例

排水設備の範囲

排水設備の範囲を明示した法令は、いまのところありませんが、法第10条第3項、標準下水道条例、建築基準法第19条第3項などの規定を総合的に判断すると、排水管、ます、トラップ、阻集器、通気管、地下排水槽等を排水設備とすることが適当と思われます。なお、排水設備に関連する衛生器具類、水洗便器のタンク及びブルーフドレン、雨どいも排水設備の一部として含みます。

排水設備は、設置される場所によって、屋内排水設備と屋外排水設備に分類され、さらに私道内に設置される私道排水設備も含めて三つに分類することができます（表2-1参照）。

表2-1 排水設備の分類



排水設備の設置

公共下水道の供用が開始された区域内の土地又は建築物の所有者等には、排水設備の設置、くみ取便所の水洗便所への改造、除害施設の設置などの義務（利用の強制）が生じます。

これは、公共下水道の目的である地域の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図ること、処理区域内でのし尿収集との二重投資を避けるためです。これらの利用の強制について、下水道法は次のように規定しています。

排水設備の設置義務（法第10条第1項）

公共下水道の処理区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければなりません。（ここでいう遅滞なくとは、1年を越えない期間をいいます。）

排水設備の設置義務を負う者は次のとおりです。

- 建築物の敷地である土地の場合は、その建築物の所有者
- 建築物の敷地でない土地の場合は、その土地の所有者
- 道路（道路法による道路）その他の公共施設（建築物を除く）の敷地である土地の場合は、その公共施設を管理すべき者

受忍義務（法第11条）

法第11条は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難な排水設備の設置義務者が、排水設備を設置したり、使用することができるよう、当該土

地又は排水設備の所有者に対して、その土地又は排水設備の使用について、受忍すべき義務を定めています。

他人の土地又は排水設備を使用することが出来る場合とは、周囲が他人の土地で囲まれている場合、ポンプ施設を設置しなければならない場合及び排水管の延長が著しく長くなるなど経済的に不利益となる場合です。

- 他人の土地又は排水設備を使用する場合は、最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。
- 他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕、及び維持に要する費用を負担しなければならない。
- 他人の土地を使用して排水設備を設置する者又は、排水設備の維持をしなければならない者が、当該排水設備の新設、改築、修繕もしくは維持するためにやむを得ず他人の土地を使用する場合は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

くみ取便所の水洗便所への改造義務（法第11条の3）

処理区域内において、くみ取便所が設けられている建築物の所有者は、供用の開始をした日から3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

- 改造義務は、建築物の所有者に課せられています。ただし、建築物の占有者が建築物の所有者の同意を得て、自ら改造することもできます。改造義務に違反している者に対しては、相当の期間を定めて改造を命ずることができます。この改造命令に違反している者は、30万円以下の罰金に処せられます。（法第48条）
- 下水道法とは別に、建築基準法第31条第1項は、「処理区域内においては、便所は水洗便所以外の便所としてはならない。」と規定しています。これは、新築の場合はもとより増築、改築の場合であっても、水洗便所に改造させ、環境改善の目的を達成しようという考えであるからです。